○深川市道路整備事業助成要綱

(目的)

第1条　この要綱は、市民の生活環境の向上を図るため、市道及び私道の舗装整備等を実施する地域住民団体(以下「団体」という。)に対し、その整備に要する費用の一部助成を行うことを目的とする。

(平17訓令3・一部改正)

(定義)

第2条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1)　市道とは、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項に規定する道路をいう。

(2)　私道とは、道路法の規定の適用を受ける道路以外の道路で、通常一般の用に供されているものをいう。ただし、特定の個人、企業・法人等の用に供されるものを除く。

(3)　工種とは、舗装工、路盤工、側溝工及び砂利工(敷き均し及び路面整正を除く。)をいう。

(4)　工事費とは、調査設計費等を除いた直接工事に係る費用をいう。

(5)　地域住民団体とは、町内会その他これに準ずると市長が認めた団体をいう。

(平17訓令3・平24訓令40・一部改正)

(助成対象基準)

第3条　道路の整備路線は、次に掲げる要件をいずれも備えていなければならない。

(1)　団体から要望のあった路線とする。

(2)　道路の整備延長が、50メートル以上の路線とする。

2　道路の整備基準は次のとおりとする。

(1)　舗装工は、舗装の厚さ5センチメートル以上のアスファルト舗装とする。

(2)　路盤工は、路盤の厚さ50センチメートル以上を基本とする。

(3)　側溝工は、流末があることを原則とし、開渠(きょ)方式又は埋管方式とする。埋管方式の場合は、30メートル以内にますを設け、蓋を設置するものとする。

(4)　砂利工は、道路幅員に相当する砂利の補給とし、補給する砂利の規格・種類は、切込砂利若しくは切込砕石又は再生骨材で40ミリメートルを基準とし、数量については、敷き均し施工後の平均厚さが10センチメートルを超えない範囲とする。なお、前段の規格・種類以外のもの、数量を超えるもの及び敷き均し、路面整正その他の経費については、助成の対象としない。

(5)　舗装工及び路盤工は、道路敷地幅員が3.5メートル以上の道路に適用する。

3　前項第4号の整備において、道路の両端が公道に接続し、日常の一般通過交通が多いと認められる場合は、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該道路の状況を調査の上、助成の対象とすることができる。ただし、農道及び林道は対象外とする。

4　施工方法は、施工業者の請負（以下「請負」という。）又は自施工とする。請負の場合は、市内に事業所（本店又は支店）がある法人又は市内に住所のある個人事業所を施工業者とする。

(平17訓令3・平24訓令40・一部改正)

(助成額)

第4条　道路整備の助成率は次のとおりとし、予算の範囲内で助成する(千円未満の端数は切り捨てる。)。

(1)　舗装工、路盤工及び側溝工　工事費の90パーセント以内

(2)　砂利工　砂利原材料の実費の範囲内(前条第2項第4号に定める数量以内で、北海道建設部が定める地方資材単価(骨材・石材単価、運搬費込み)により算出する代価の範囲内)

2　助成は、1工種につき1回限りとする。ただし、砂利工はこの限りでない。

(平17訓令3・平24訓令40・一部改正)

(申請)

第5条　この事業の助成を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、あらかじめ建設水道部都市建設課と協議し、次の各号に定める書類等を別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

(1)　深川市道路整備事業助成申請書(別記様式第1号)

(2)　付近見取図

(3)　設計図書(平面図、縦断図、定規図等)

(4)　承諾書(別記様式第2号)

(5)　委任状(別記様式第3号)

(6)　工事見積書

2　前項に定める協議前に道路の整備に着工した場合は、当該整備に係る申請は認めないものとする。

3　申請者は、第1項各号に掲げる書類のほか、必要な関係書類の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

4　申請者が砂利工に係る整備について申請を行う場合は、第1項第3号、第4号及び第6号に規定する書類等に替えて、施工場所の寸法及び堆積場所を記した図面を提出するものとする。

5　申請者がこの事業により市道の整備を行う場合は、第1項、第3項及び前項に規定する書類等のほか、深川市道路管理規則(昭和51年深川市規則第6号)第3条に規定する工事施工申請書を提出しなければならない。

(平17訓令3・平17訓令6・平24訓令40・一部改正)

(助成決定)

第6条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、助成の可否を深川市道路整備事業助成審査結果通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2　助成決定に至る順位は申請順とし、助成額は予算の範囲内で決定するものとする。

(平17訓令3・全改、平24訓令40・一部改正)

(申請の変更)

第7条　助成の決定通知を受けた団体(以下「助成決定者」という。)が、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめその理由を市長に申出し、深川市道路整備事業助成変更申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平17訓令3・一部改正)

(完了)

第8条　助成決定者は、助成を決定した日の属する年度の10月31日までに工事を完了させ、次の各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1)　深川市道路整備事業助成工事完了届(別記様式第6号)

(2)　写真(着工前、完成後、不可視部分)

(3)　出来形図(砂利工の場合は不要)

(4)　精算書

2　市長は前項の完了届を受理したときは、助成決定者立会いのもとに検査を行うものとする。

(平17訓令3・平24訓令40・一部改正)

(助成金の請求)

第9条　前条第2項の検査に合格した者は、速やかに次の各号に定める必要書類を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(1)　深川市道路整備事業助成交付請求書(別記様式第7号)

(2)　契約書または請書(写)

(3)　業者からの請求書（助成対象分）

(4)　地元負担分の領収書(写)

(平17訓令3・全改)

(助成金の返還)

第10条　市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の返還を命ずることができる。

(1)　不正な手段により、助成金を受けたとき。

(2)　助成交付の条件に違反したとき。

(平17訓令3・一部改正)

(管理)

第11条　この要綱に基づき整備された私道の道路施設は、助成決定者の責任において管理するものとする。

(平24訓令40・一部改正)

(その他)

第12条　この要綱に定めのない事項については、別に市長が定めるものとする。

附　則

この訓令は平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成17年3月11日訓令第3号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成17年3月22日訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成24年5月31日訓令第40号)

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附　則(平成28年5月25日訓令第38号)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。